

公 示

第401会計隊 公示 1号
令和5年2月28日

令和5年度民間型車両メーカー純正部品の契約希望募集要項

分任契約担当官
陸上自衛隊神町駐屯地
第401会計隊長 今西 耕平

令和5年度民間型車両メーカー純正部品契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

令和5年度民間型車両メーカー純正部品の契約
添付リストのとおり

2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」A・B・Cまたは、Dのいずれかの等級に格付けされ、かつ東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 第7号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3条及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続き(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 公募しようとする物品等と同等又は類似品目の履行実績のある者。

(11) 公募しようとする物品等の性能及び納期を保証できる者。

3 説明会

実施しない。

4 公募参加申し込みに関する手続き等

(1) 申込先及び参加表明書提出先

山形県東根市神町南三丁目1番1号

陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班

電話 0237-48-1151(内線5486)

FAX 0237-47-0242

(2) 申込期間

令和5年2月28日(火)～令和5年3月17日(金) 17:00まで

(3) 提出書類

参加表明書 1部 (様式については当方指定様式による)

資格審査結果通知書(全省庁統一資格) (写し1部)

5 技術資料の審査等

(1) 参加表明をする者は、技術資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、担当者から調査のための協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

参加表明書等を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時30分～午後5時まで

ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり下記の(1)から(6)について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成及び提出並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しない。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 その他

その他詳細については、電話にて問い合わせ願います。

〒999-3797

山形県東根市神町南3丁目1-1

陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班

電話 0237-48-1151(内線5486)

FAX 0237-47-0242 担当 小山